

運 営 規 程

(新潟市地域包括支援センター坂井輪)

(主旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂井輪会が開設する新潟市地域包括支援センター坂井輪（以下「事業者」という。）が行う指定介護予防支援事業の適正な運営を確保するため、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、法、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、健康保険法（大正11年法律第70号）等の基本理念に基づき、利用者の心身の状況や置かれている環境などを勘案しその居宅で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう常に利用者の立場に立って介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づき適切なサービスや地域の多様な支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、指定介護予防サービス等（法第8条の2第1項及び第14項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を提供する事業者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）との連絡調整やその他の便宜を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業者は、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

2 事業者は、地域の介護サービス提供体制を支える中核的な存在となるよう、地域福祉を支える様々な関係者と連携を図り、地域が抱える課題の解決のための積極的な取り組みを行うものとする。

3 この事業に従事する従業者は常に情報を共有しチームとなって業務に取り組む。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

(名称) 新潟市地域包括支援センター坂井輪 (所在地) 新潟市西区新通 4734 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従業者の職種、員数及び職務内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 1人 事業所の担当職員の管理利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 担当職員

介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当するとともに指定介護予防サービス事業者との連絡調整等を行う。① 保健師等 1名 ② 主任介護支援専門員 1名 ③ 社会福祉士 2.5名

(営業日及び営業時間)

第6条 指定介護予防支援事業の営業日及び営業時間は次に掲げるとおりとする。

月曜日～金曜日 午前8時30分から17時30分まで。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。上記以外の時間帯に緊急を要する事態が起きた場合には、電話025-269-1611にて対応する。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 利用者の相談を受ける場所は、特別養護老人ホーム穂波の里施設内の相談室とする。

ただし、利用者の希望により利用者の居宅等においても行なうことができる。

- 2 課題分析の手順は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接する等の適切な方法により、健康状態や生活環境等を把握した上で、利用者及びその家族の意欲・意向を踏まえて、次に掲げる領域ごとに利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握する。

- (1) 運動及び移動
- (2) 家庭生活を含む日常生活
- (3) 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
- (4) 健康管理

- 3 提供する指定介護予防支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 課題分析業務
- (2) 介護予防サービス計画書の作成
- (3) サービス実施状況等の継続的把握・評価業務
- (4) 再課題分析業務

- 4 指定介護予防支援の提供については、次の方法によるものとする。

- (1) 介護予防サービス計画の作成は、事業所に所属する担当職員が行う。ただし、法第115条の21第3項の規定により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、委託を受けた居宅介護支援事業所の介護支援専門員が介護予防サービス計画の作成を行うこととする。
- (2) 担当職員は、指定介護予防支援の提供に際し、利用者及びその家族の意向を踏まえて設定した目標に向けて、利用者及びその家族自らが主体的に参加し、その目標の達成に向け意欲的に取り組むことの重要性を、懇切丁寧に説明し、十分な理解が得られるように努めることとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成開始に当たり、利用者及びその家族の意向を踏まえた課題分析を行った上で、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定介護予防サービス等のみならず、予防給付の対象とならないサービスも併せて介護予防サービス計画に位置付けることにより、総合的かつ目標志向型の介護予防サービス計画を作成するよう努める。また、担当職員は、利用者自身が主体的に意欲を持って介護予防に取り組むことができるよう、利用者が住んでいる地域の指定介護予防サービス事業者や住民による自発的な活動の情報などを提供し、利用者自身によるサービスの選択に資するよう努める。
- (4) 担当職員は、課題分析の結果や、利用者及びその家族の意向を踏まえて、生活機能低下の原因など利用者が抱えている問題点を明らかにし、介護予防の効果を最大限に発揮し、自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき課題を総合的に把握する。(以下「アセスメント」という。)

- (5) 担当職員は、利用者の希望やアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策及びそれらを達成するために行う支援の内容を記載した介護予防サービス計画原案を作成する。
- (6) 担当職員は介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「サービス担当者」という。）を召集してサービス担当者会議を開催する。そこでは利用者の情報をサービス担当者で共有し、かつ担当職員が作成した介護予防サービス計画原案についてサービス担当者から専門的な意見を聴取することとする。
- (7) 担当職員は、作成した介護予防サービス計画原案について利用者又は家族に説明し文書による同意を得た後、利用者及びサービス担当者に対し介護予防サービス計画書を交付する。
- (8) 担当職員は、サービス担当者に対し介護予防サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等についてサービス担当者十分に説明し、介護予防サービス計画の内容に沿った個別サービスの計画が作成できるようサービス担当者に対して必要な援助を行う。サービス担当者がサービスの実施を開始した後は少なくとも1月に1回サービスの実施状況や利用者の状況、その効果等についての報告をサービス担当者から聴取する。
- (9) 担当職員は、介護予防サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に当たり利用者及びその家族並びに指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を次に定めるところにより継続的に行う。
- イ サービス提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化がある場合には、利用者に対し面接を行う。
- ロ 利用者の居宅を訪問しない月は、電話等により利用者へ連絡する方法や、指定介護予防通所介護事業所や指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問するなどの方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況の確認を行う。
- ハ イ及びロの手順で行ったモニタリングの記録をする。
- (10) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合又は法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合、サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画の変更の必要性について、サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めることとする。
- (11) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は、指定居宅介護支援事業者と必要な情報を共有するなどの連携に努めること。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 利用者に対し、法定代理受領サービス（法第58条第4項に規定する介護予防サービス計画費の支給をいう。以下同じ。）である指定介護予防支援を提供した場合は、利用者負担金は徴収しない。
- 2 利用者に対し法定代理受領サービスでない指定介護予防支援を提供した場合の利用者負担金は指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準に規定する費用の額とする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、次に掲げるとおりとする。

【 坂井輪中学校区 】

寺尾台1丁目の一部、亀貝の一部、小新の一部、坂井、坂井1丁目の一部、坂井2,3丁目、須賀、坂井東3,4,5,6丁目、寺尾の一部、寺尾東1丁目の一部、寺尾東2,3丁目、流通センター4丁目の一部、流通センター5,6丁目、的場流通1,2丁目
大学南1丁目の一部、大野、坂井砂山1,2,3,4丁目、寺尾上1,2,3,4,5,6丁目、新通西1,2丁目、新通南1,2,3丁目、新通の一部、槇尾の一部、新田の一部

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための担当職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供中に、担当職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを新潟市に通報するものとする。

(その他の運営にあたっての重要事項)

第11条 担当職員及びその他の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を決して漏洩してはならない。また、事業者は担当職員との雇用関係が終了した場合においてもその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するよう必要な措置を講ずることとする。

- 2 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の指定介護予防サービス事業者によるサービスを位置付けるなどの指示は行ってはならない。また利用者に対して特定の指定介護予防サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該指定介護予防サービス事業者から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
- 3 事業者が提供した指定介護予防支援又は事業者が介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対して利用者から苦情があったときは、迅速かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに迅速かつ適切な措置を講じる。
- 5 事業者は、利用者に提供した介護予防支援の記録などの作成終了後、少なくとも5年間は当該記録等を適正に保存するものとする。

附 則

この規程は、令和3年（西暦2021年）10月1日から施行する。